（理財部に置く課等）
**第二百十六条**　理財部に、次の表に掲げる課を置く。

| 財務局又は財務支局名 | 設置する課名 |
|---|---|
| ［略］ | |
| 北海道財務局<br>北陸財務局<br>福岡財務支局 | 主計課　理財課　検査総括課　金融監督第一課　金融監督第二課　金融監督第三課　融資課 |
| 四国財務局 | 主計課　理財課　検査総括課　金融監督第一課　金融監督第二課　融資課 |

２　前項に掲げる課のほか、理財部に、特別主計実地監査官（北海道財務局、北陸財務局、四国財務局及び福岡財務支局に限る。）、統括証券監査官（関東財務局、東海財務局及び近畿財務局に限る。）、検査指導官（北陸財務局及び四国財務局を除く。）、特別金融証券検査官（北海道財務局、北陸財務局、四国財務局及び九州財務局を除く。）、統括金融証券検査官及び金融調整官（北海道財務局、北陸財務局及び四国財務局を除く。）を置く。

３　特別主計実地監査官、統括証券監査官、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の財務局及び福岡財務支局別の定数は、次のとおりとする。

| 財務局又は財務支局名 | | 金融調整官 |
|---|---|---|
| 北海道財務局 | ［略］ | ― |
| 東北財務局 | | 一人 |
| 関東財務局 | | 二人 |
| 北陸財務局 | | ― |
| 東海財務局 | | 一人 |
| 近畿財務局 | | 二人 |
| 中国財務局 | | 一人 |
| 四国財務局 | | ― |
| 九州財務局 | | 一人 |
| 福岡財務支局 | | 一人 |
| 合計 | | 九人 |

（理財部に置く課等）
**第二百十六条**　理財部に、次の表に掲げる課を置く。

| 財務局又は財務支局名 | 設置する課名 |
|---|---|
| ［同上］ | |
| 北海道財務局<br>福岡財務支局 | 主計課　理財課　検査総括課　金融監督第一課　金融監督第二課　金融監督第三課　融資課 |
| 北陸財務局<br>四国財務局 | 主計課　理財課　検査総括課　金融監督第一課　金融監督第二課　融資課 |

２　前項に掲げる課のほか、理財部に、特別主計実地監査官（北海道財務局、北陸財務局、四国財務局及び福岡財務支局に限る。）、統括証券監査官（関東財務局、東海財務局及び近畿財務局に限る。）、検査指導官（北陸財務局及び四国財務局を除く。）、特別金融証券検査官（北海道財務局、北陸財務局、四国財務局及び九州財務局を除く。）、統括金融証券検査官及び金融調整官（北海道財務局及び四国財務局を除く。）を置く。

３　特別主計実地監査官、統括証券監査官、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の財務局及び福岡財務支局別の定数は、次のとおりとする。

| 財務局又は財務支局名 | | 金融調整官 |
|---|---|---|
| 北海道財務局 | ［同上］ | ― |
| 東北財務局 | | 一人 |
| 関東財務局 | | 二人 |
| 北陸財務局 | | 一人 |
| 東海財務局 | | 一人 |
| 近畿財務局 | | 二人 |
| 中国財務局 | | 一人 |
| 四国財務局 | | ― |
| 九州財務局 | | 一人 |
| 福岡財務支局 | | 一人 |
| 合計 | | 十人 |